平成２６年（フ）第３３号
秋田県湯沢市表町４―８―５　コーポ山甚５号室、住民票上の住所秋田県湯沢市表町４丁目８番５号　コーポ沼倉５号室
債務者　丹　あけみ
1　決定年月日時　平成26年８月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月10日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２６年（フ）第１６３６号
大阪市北区長柄中２丁目２番34号シャンブル淀303号室
債務者　海老原公一
1　決定年月日時　平成26年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２３２２号
大阪市天王寺区上汐５丁目２番13―201号
債務者　荒川　博子
1　決定年月日時　平成26年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２５９４号
大阪府門真市大池町21番９―３号
債務者　三好　里美
1　決定年月日時　平成26年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２７０４号
大阪市都島区都島中通２丁目５番14号　エクセレントヒルズ201号
債務者　三露麻利子
1　決定年月日時　平成26年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２８０３号
大阪府大東市灰塚３丁目１番11号
債務者　名嘉　英子
1　決定年月日時　平成26年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２９２０号
大阪府吹田市千里山西４丁目39番Ｅ―604号、前住所大阪府茨木市宿久庄４丁目15番５号の９
債務者　池田　晴秋（旧氏名重本芳則・浦田芳則・重本晴秋）
1　決定年月日時　平成26年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３１０３号
大阪府枚方市渚本町１番15号
債務者　蓮池　　馨
1　決定年月日時　平成26年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３１８４号
大阪市城東区野江３丁目26番13号
債務者　宮野　恵里
1　決定年月日時　平成26年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３３８０号
大阪府門真市月出町19番14号
債務者　市岡　　修
1　決定年月日時　平成26年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３４４７号
大阪府茨木市西福井２丁目１番４―307号
債務者　古田　健悟
1　決定年月日時　平成26年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３５２３号
大阪府東大阪市荒本新町８番30―703号
債務者　植森　久子
1　決定年月日時　平成26年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２２９号
函館市陣川町86番地206
債務者　川西　誠二（旧姓井上）
1　決定年月日時　平成26年８月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第９０号
山形市長町３丁目４番12号、住民票上の住所山形市鈴川町２丁目５番７号　ベルハウスＦ101号
債務者　板垣　直美
1　決定年月日時　平成26年８月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
山形地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１０９号
山形市小白川町５丁目18番９号、前住所山形県東置賜郡川西町大字上小松1964番地
債務者　加藤麻奈美（旧姓林）
1　決定年月日時　平成26年８月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
山形地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第６８号
三重県伊勢市通町196番地２　メゾンブローニュ８棟101号
債務者　上村　智美
1　決定年月日時　平成26年８月25日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２６年（フ）第５５号
島根県出雲市斐川町美南406番地３
債務者　熱田　勝敏
1　決定年月日時　平成26年８月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
松江地方裁判所出雲支部